

第1章 福祉21ビーンズプランの概要

私たちのまち茅野市は、これからの地域福祉を推進していくために『福祉21ビーンズプラン（地域福祉計画）』を策定します。

ここ茅野市は、縄文の古から豊かな自然と深い文化に培われてきました。国宝「土偶」（縄文のビーンズ）と、ニッコウキスゲの咲き誇るビーンズ

スラインは、その象徴でもあります。こうした私たちの故郷をさらに住みやすい地域にしていくために、今回、この計画が過去と未来をつなぐ橋渡しになっていくようにとの願いを込めて、『福祉21ビーンズプラン』と命名されました。

1 プランの目的

本プランは、社会福祉を始め、保健や医療、生涯学習といった関連施策を総合的に実施し、求められる理念を具現化するために、計画的に推進していくことを目的としています。

また茅野市では、平成10年度に「都市計画マスタープラン」を策定しました。福祉21ビーンズプランは、このマスタープランを地域福祉の視点から実施していくことも意図しています。

2 プランの性格

本プランは、これから茅野市が地域福祉を推進していくための「基本計画」になります。また、地域福祉の推進に取り組む市民を始め、各法人や団体等については共通した「指針」及び「行動計画」として位置づけていきます。

なお、市の取り組むべき事業については、今後具体的な事業目標等を設定し、その実行性を確保していきます。

また、現在、国では社会福祉基礎構造改革に伴い、社会福祉事業法の改正が検討されており、そのなかでは、市町村における「地域福祉計画」の策定が求められてきます。

福祉21ビーンズプランは、今後、この法律改正で定められることとなる「地域福祉計画」とも整合をもちながら推進していきます。

3 プランの基本理念

本プランは、次の4つの「基本理念」によって構成されています。この4つの理念は、地域福祉懇談会や各種調査から明らかになってきた市内の

地域福祉課題を検討するなかで、これからの「ねがい」としてまとめられたものです。

《1》一人ひとりが主役となり、「共に生きる」ことができるまち

一人ひとりの生命（いのち）が尊ばれ、また、一人ひとりの自己選択や自己決定が大切にされるなかで、すべての人がそれぞれの自己実現を図っていくことを目指します。その上で、お互いがそれぞれの存在を認めあいながら「共に生きていく」というノーマライゼーションの具現化を図ります。

ノーマライゼーションでは、障害の有無、性別、年齢、国籍などを問わず、同じ茅野市民として、平等な立場で、共に参画しながらまちづくりを進めることが大切です。

福祉21ピナスプランでは、一人ひとりが主役となり、ノーマライゼーションの考え方のもと「共に生きる」ことができるまちを目指します。

《2》生涯にわたって健やかに、安心して暮らせるまち

一人ひとりが、生涯にわたって安心して暮らせるよう、地域のなかで自立した生活が送れるように支援するシステムを構築します。

ここでいう「自立」とは、身体的、経済的な自立だけでなく、精神的、社会的な側面などにも配慮した一人ひとりの自己実現を図ることを意図しています。こうした豊かな自立観を大切にしたい、保健・医療・福祉の総合的なサービスが実施できるようにします。

一人ひとりのニーズに適切に応えていくためには、生活を総合的にとらえ、個別支援計画に基づいて各専門機関や住民が連携していく支援の方式（ケアマネジメント）が不可欠です。市内の保健・医療・福祉の専門職が共通にこの支援方式を身につけ、それが実際に機能できる基盤整備を含めた、ケアマネジメントシステムを構築していくことが求められます。

《3》ふれあい、学びあい、支えあいのあふれるまち

子どものときから生涯にわたって地域福祉を学ぶことを大切にします。日頃から地域福祉を学ぶ機会を増やし、豊かな福祉観を身につけ、地域福祉の主体者としての「共に生きる力」を育みます。具体的には、家庭や学校における福祉教育を充実したり、地域のなかでの交流や体験の機会を増やします。また地域で生じる福祉課題を当事者やその家族だけの問題とせず、地域の課題として共有し、その解決に向けて実践できる力を身につける学習が大切です。そのために家庭教育・学校教育・社会教育と地域福祉が連携を図りながら推進します。

地域福祉に関する情報提供や、参加や活動の具体的な方法を提示することによって、住民が関心をもち、積極的に地域福祉活動へ参加できるような条件整備を図ったり、在宅サービスにおいて認められた事業所等が提供する法律に規定されたサービス以外に住民が主体となって進めていく支えあいの活動（インフォーマルサービス）を盛り上げていきます。

そうした一つひとつの機会を通して住民のなかにボランティア（自発的）な支えあいの意識を醸成し、地域の福祉力を豊かに耕し、福祉文化を創造していきます。

《4》すべての人にとって豊かで快適に生活することができるまち

すべての人が豊かで快適に生活することができるまちにするためには、さまざまな日常生活の不便を取り除いていく必要があります。市内での移動手段の確保を始め、暮らしやすい居住環境・都市環境の整備、障害特性に応じたきめ細かい情報提供をするなど、バリアフリーのまちづくりを目指します。

また市民のだれもが、必要なときに、できるだけ身近なところで、必要とする保健福祉

サービスを利用できることが望ましいことです。それらのサービスをより効果的・効率的に利用するためには、市内をいくつかの保健福祉サービス地域（エリア）に区分けし、そ

れぞれの保健福祉サービス地域（エリア）に保健福祉サービスの拠点を設置していくことが求められます。

4 プランの構成

本プランは、基本理念を具体的に実行していくために、主に4つの柱によって構成されています。

第Ⅰ編では、これからの地域福祉のあり方を踏まえ、茅野市における福祉21ビーナスプラン（地域福祉計画）の位置づけと計画の構造について示しています。

第Ⅱ編では、福祉21ビーナスプランの基本的な構想について示しています。具体的なケアマネジメントの考え方、各保健福祉サービス地域（エリア）の拠点となる保健福祉サービスセンターについて基本的な構想を示し、さらに検討されてきた関連分野の方向性について整理しています。

第Ⅲ編では、福祉21ビーナスプランに包括される諸計画（老人保健福祉計画を含む6つの分野計画等）について、その概要を整理しています。各計画は本計画との整合性に配慮しながら策定されてきましたが、本編では特にその共通部分についてまとめています。

第Ⅳ編では、各専門部で検討されてきた結果について掲載しています。これらは必ずしも実施計画に至るものではありませんが、現在の茅野市の現状と課題について検討した結果であり、今後の解決に向けての方向性が示されています。

5 プランの具体化と見直し

今日までに市や社協が策定し、推進している各種の関連計画としては、老人保健福祉計画（平成5年度～11年度：7か年計画）、母子保健計画（平成9年度～13年度：5か年計画）、健康増進栄養改善計画（平成10年度～14年度：5か年計画）、地域福祉活動計画（平成11年度～20年度：10か年計画）などがあります。

また、現在策定中の計画としては、障害者福祉計画（平成11年度～17年度：7か年計画）、介護保険事業計画（平成12年度～16年度：5か年計画、3年更新）、第2次老人保健福祉計画（平成12年度～16年度：5か年計画、3年更新）がありますが、いずれもその制度の背景が異なるため計画期間が不一致となっており、計画行政推進のためには、常に全体の整合性に配慮する

必要があります。

福祉21ビーナスプランは、平成12年度から平成21年度までの10か年計画として策定しますが、各分野計画との整合を保つほか、まちづくり全体の計画としての「第3次総合計画（平成8年度～17年度：10か年計画）」や「都市計画マスタープラン（平成11年度～30年度：20か年計画）」と整合させることにより、行政としてはその実現に向けて最大限の努力をします。今後は、各年度の予算編成や各分野別の事業計画等を通して着実な具体化に努めていきます。

また本プランは、現在国で検討が進められている社会福祉事業法の改正案に見込まれる「地域福祉計画」とも整合をもつものです。そのため、今後の法律改正が実施された場合、関連する個別計

画との期間統一も含めて、それに適った見直しを図ることが必要になります。当面の見込みとしては、期間の中間年（平成17年度頃）に見直しを必要とすることが予想されます。

さらに本プランは、社会福祉だけでなく保健、医療、生涯学習に関する各種の計画を包括した

「地域福祉推進のための総合計画」です。そのため、関連する計画を見直したり、新たな計画を策定する際は、常に全体の整合性に配慮し、福祉21ビーンズプランの理念が具現化されるように努めていくことが大切です。

■ワンポイント「地域福祉計画」

- ①老人・障害者・児童といった対象者ごとに策定されている現在の計画を統合する。
- ②当事者である住民が参加して策定する。
- ③保健・医療・福祉の総合的な展開と併せて、教育、就労、住宅、交通などの生活関連分野との連携に配慮する。
- ④地域住民を施策の対象としてのみとらえるのではなく、地域福祉の担い手として位置づけるとともに、住民の自主的な活動と公的なサービスとの連携を図る。
(公と民との役割分担についての合意を形成する)

【福祉21ビーンズプランの体系図】

